

# 青森県報

第八百七十八号

令和七年  
二月十九日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………が生活習慣病・対策課 …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定…………… ( 同 ) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定…………… ( 同 ) …… 一
- 保安林の指定予定…………… ( 林 政 課 ) …… 二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… ( 水産振興課 ) …… 二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… ( 会計管理課 ) …… 三

## 告 示

### 青森県告示第八十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和七年二月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県告示第八十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和七年二月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
みよし薬局	青森市三好一丁目八の七	令和六・三・一
こみなと薬局	東津軽郡平内町大字小湊字愛宕八二の一	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平山泰照皮膚科医院	三沢市中央町四丁目四の一四	令和三・三・三
ファーマライズ薬局こみなと店	東津軽郡平内町大字小湊字愛宕八二の一	六・三・二
ファーマライズ薬局青森みよし店	青森市三好一丁目八の七	〃
すずらん調剤薬局観光通り店	青森市勝田一丁目二の一五	〃
ひいらぎ耳鼻咽喉科	八戸市番町一六の二	七・二・三

### 青森県告示第八十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する

る法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和七年二月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区指定医の氏名	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関		診療科名	指定年月日
		名称	所在地		
難病指定	澤橋 基	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	消化器内科	令和七・一・二六
難病指定	飯田 健二	橋本耳鼻科クリニック	八戸市湊高台五の二〇の一八	耳鼻咽喉科	七・一・二〇
難病指定	理千代谷 真	弘前中央病院	弘前市大字吉野町三の一	心臓血管外科	〃
難病指定	齋藤 正人	つがる西北五広域連合鶴田診療所	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	内科	七・一・二三

青森県告示第八十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和七年二月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所  
上北郡東北町字細津橋ノ上四〇の七
- 二 保安林指定の目的  
水源の涵養かんよう
- 三 指定施業要件  
立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和七年二月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字岩崎字松原一九三の二 株式会社 ホリエイ 西津軽郡深浦町大字岩崎字平館七の四 有限会社 徳田商店	新深浦町第六区 協同組合の地 区のうち、大 字月屋、大 字作、大字 戸作、大字 崎、大字正 尻、大字松 山、大字松 及、大字黒 の区、大字 域	たい・ぶり定置 漁業

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年二月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県新財務会計システム設計・構築業務（要件定義） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局会計管理課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和七年一月二十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社  
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額  
一億三千六百四十万円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭